

【平成 28 年度～平成 32 年度】

地域福祉

えがおのまち計画 ≪概要版≫ □

第2期 津島市地域福祉計画

第3期 津島市地域福祉活動計画



津島市・津島市社会福祉協議会

すべての住民が、自分たちの暮らす地域で、共に支えあいながら、生涯にわたり自立した生活を送ることができるようにするため、また、安全に安心して暮らすことができるようにするために、地域福祉の推進を目指す津島市の「地域福祉計画」と、それを実行するための、活動・行動のあり方を定める津島市社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」は、言わば車の両輪です。

これらを一体となって策定することにより、市や住民、地域福祉活動団体、ボランティア、事業所など、地域に関わるものの役割や協働を明確化し、実効性のある計画づくりを目指しました。

地域福祉とは

少子高齢化や核家族化の急速な進行、また人々の暮らし方や働き方などが多様化する中で、隣近所など地域の結びつきが弱くなっており、昔はあった住民同士の支えあいなどの「地域力」が低下しています。

社会的背景

- ・少子高齢化
- ・核家族化の急速な進行
- ・高齢世帯や一人暮らし高齢者の急増
- ・暮らし方や働き方の多様化
- ・隣近所など地域の結びつきの希薄化 など

地域における社会問題

- ・近所づきあいの希薄化
- ・地域活動への参加者の減少
- ・孤立し、ひきこもりがちな高齢者の増加
- ・子育てを相談できる人がいない
- ・子どもと地域の交流機会が減少 など

住民同士の支えあいなどの「地域力」の低下

このような課題を解決するために、地域の住民一人ひとりが主役となって、年齢、性別、国籍、障がいの有無等にかかわらず、誰もがよりよく生きることのできる住みよいまちづくりの活動を地域の実情に応じて計画的に連帯して進め、その成果を次の活動に活かすという「地域福祉」を進めることが重要です。

これは、子どもから高齢者まで、住民の誰もが住み慣れた地域で心豊かに安心して暮らせるために、地域で困っている人を助けあい、お互いに支えあうということです。このような「地域力」を高めるためには、誰もが地域社会でできる役割を担う気持ちと行動が不可欠です。



地域福祉の主要課題

計画の策定にあたっては、各種のアンケート調査や地区懇談会、最終的にはパブリックコメントを実施し、多くの市民のみなさまの意見の反映に努めました。ご協力ありがとうございました。ご意見や議論から、津島市における地域福祉の9つの主要課題を整理しました。



- 1** 多様な対話・交流を通じた顔の見えるコミュニティづくり
- ・支えあい・助けあいの土壌となるコミュニティの交流促進
 - ・地域のニーズを把握するタウンミーティングなど行政との直接対話や参画機会の確保

- 2** 地域活動・ボランティア活動への意識啓発及び参加促進、地域福祉の担い手の発掘・育成
- ・活動機会確保、マッチング等ボランティアコーディネート
 - ・高齢者や障がい者との交流等を通じた、生きた福祉教育

- 3** 高齢者の生活支援と暮らしの質の向上
- ・日常生活の質を高める日常生活の困りごとなどの生活支援
 - ・生きがいづくり、健康づくりを地域ぐるみで支援する地域包括ケアシステムの充実と推進

- 4** 子ども・子育て支援の仕組みづくり
- ・地域ぐるみの子育て支援、見守りや声かけ、安全確保など
 - ・子どもと地域の関わりづくり、青少年の地域での居場所づくり

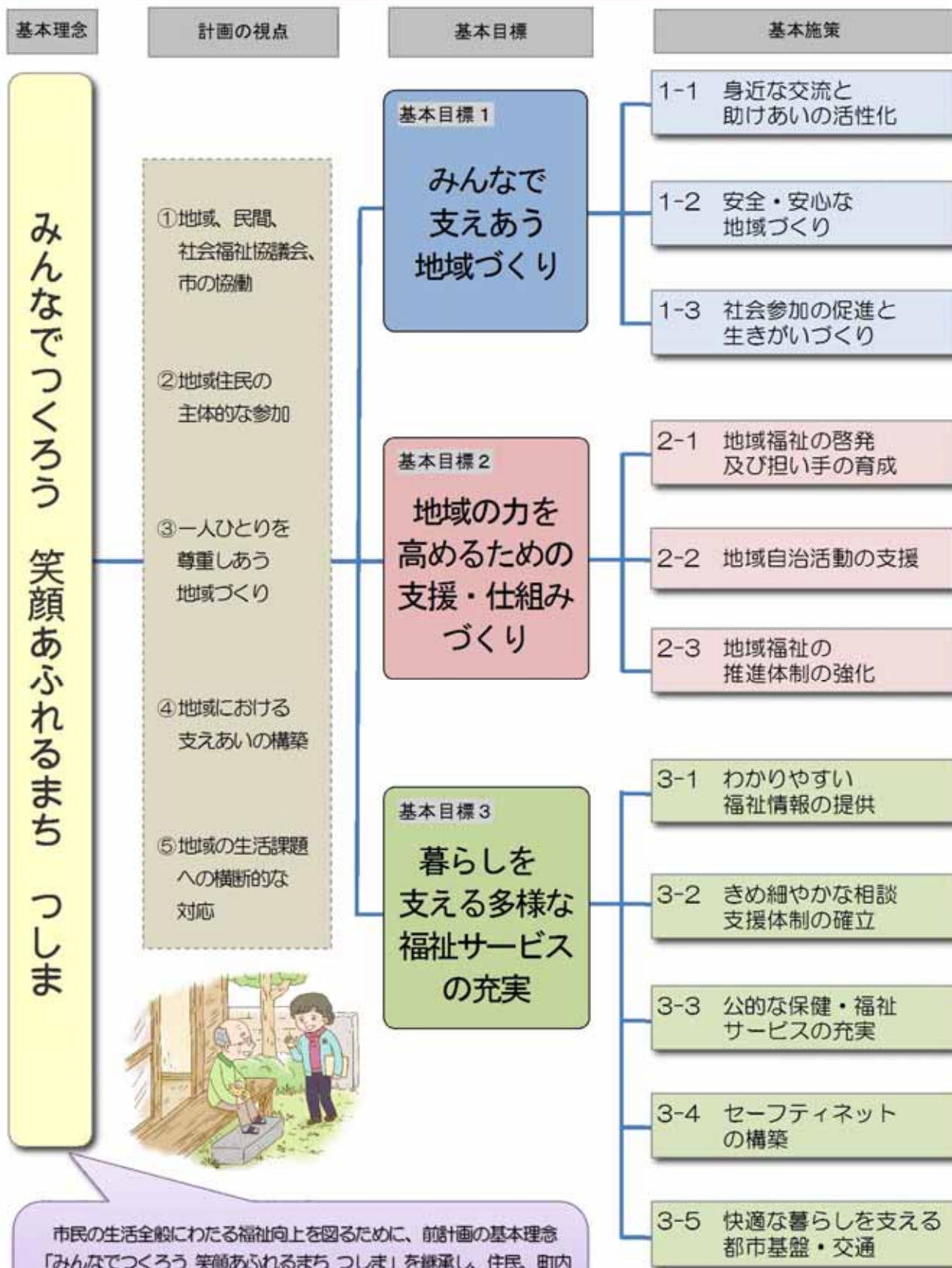
- 5** 障がい者への支援体制の強化
- ・障がい者に対する理解促進や、当事者や家族のニーズの把握
 - ・障がいの有無にかかわらず安心して生活できる地域づくり

- 6** 外国人への理解促進と多文化共生の推進
- ・理解促進と交流機会の創出
 - ・国籍の違いにかかわらず、地域の一員として自分らしく暮らし、社会参加できるように支援

- 7** 災害や犯罪に強い安全安心な環境及び体制の構築
- ・要支援者の把握や日常的な見守りと災害時の支援体制の確立
 - ・安全に安心して暮らし続けられる、地域主体の防災・防犯活動の充実や環境整備

- 8** わかりやすい福祉情報の提供と相談・支援体制の充実
- ・わかりやすい情報提供や利用援助による利用しやすいサービスの提供
 - ・現状の健康・福祉サービスの安定的な提供と内容の充実

- 9** 関係機関等の多様な社会資源のネットワーク化による連携・協働の促進
- ・関係機関の連携による支援体制
 - ・コミュニティ推進協議会福祉部会と地区社会福祉協議会の設置
 - ・各小学校区単位の「地区懇談会」など継続的な協議の場づくり



市民の生活全般にわたる福祉向上を図るために、前計画の基本理念「みんなでつくろう 笑顔あふれるまち つしま」を継承し、住民、町内会、老人クラブ、子ども会、民生委員・児童委員、PTA、ボランティア・市民活動団体、NPO、企業、市や社会福祉協議会など、さまざまな主体が協力・連携して取り組む福祉のまちづくりを目指します。

重点的な取組

基本目標1～3のもと、市及び社会福祉協議会の各種取組は、個々に進めるだけでなく、共通するテーマにより連動性を持たせて相乗効果の高い取組の推進が求められます。そこで、以下の4つのテーマで重点的な取組を再整理し、つながりを意識しながら効果的に取り組んでいきます。

重点① 地域福祉を担う 世代をこえた人づくり

子どもに対する福祉教育を通じて、早い段階から思いやりの心を育むとともに、中高生におけるボランティア体験、社会人に対する各種分野でのボランティア養成講座など、世代間や分野間につながりや連続性を持たせて、効果的な人づくりを進めます。

《重点的な取組（抜粋）》

- ・地域活動やボランティア活動のコーディネート
- ・体験型の福祉教育の充実
- ・ボランティアセンター機能の充実
- ・ボランティア養成講座の開催

重点② 専門機関や各種団体・地域のネットワーク強化

町内会やコミュニティ推進協議会、老人クラブ、子ども会、民生委員・児童委員、PTAなど地域の各種団体、ボランティアや市民活動団体、NPOなどの分野別の住民組織、さらに保健・医療・福祉・介護の専門機関、市、社会福祉協議会など様々な主体が連携し、日常的な見守りからの確かな福祉サービスの提供まで包括的な支援体制によって提供していきます。

《重点的な取組（抜粋）》

- ・小地域における見守りネットワークの構築
- ・障がい者への相談機能の充実
- ・地区社会福祉協議会の設立および福祉部会の設立支援

重点③ 避難行動要支援者の支援体制の強化

災害対策基本法が改正され（平成25年6月21日施行）、避難行動要支援者名簿の作成が義務化されたことを受け、避難行動要支援者名簿の作成及び名簿を活用した的確な情報提供及び情報管理など、実効性のある避難支援がなされるよう具体的な取組を推進します。

《重点的な取組（抜粋）》

- ・地域ぐるみの防災訓練や防災講演会等の支援
- ・避難行動要支援者の情報伝達
- ・避難支援
- ・避難行動要支援者の名簿作成および避難の支援

重点④ 地域福祉活動の推進基盤の確立

地域の主体的な地域福祉活動を一步ずつ着実に推進していくために、身近な交流・支えあいの機会づくりを進めるとともに、定期的な協議の場づくりやコミュニティ推進協議会における専門部会の立ち上げ、地区社会福祉協議会の設立によって推進体制を強化します。

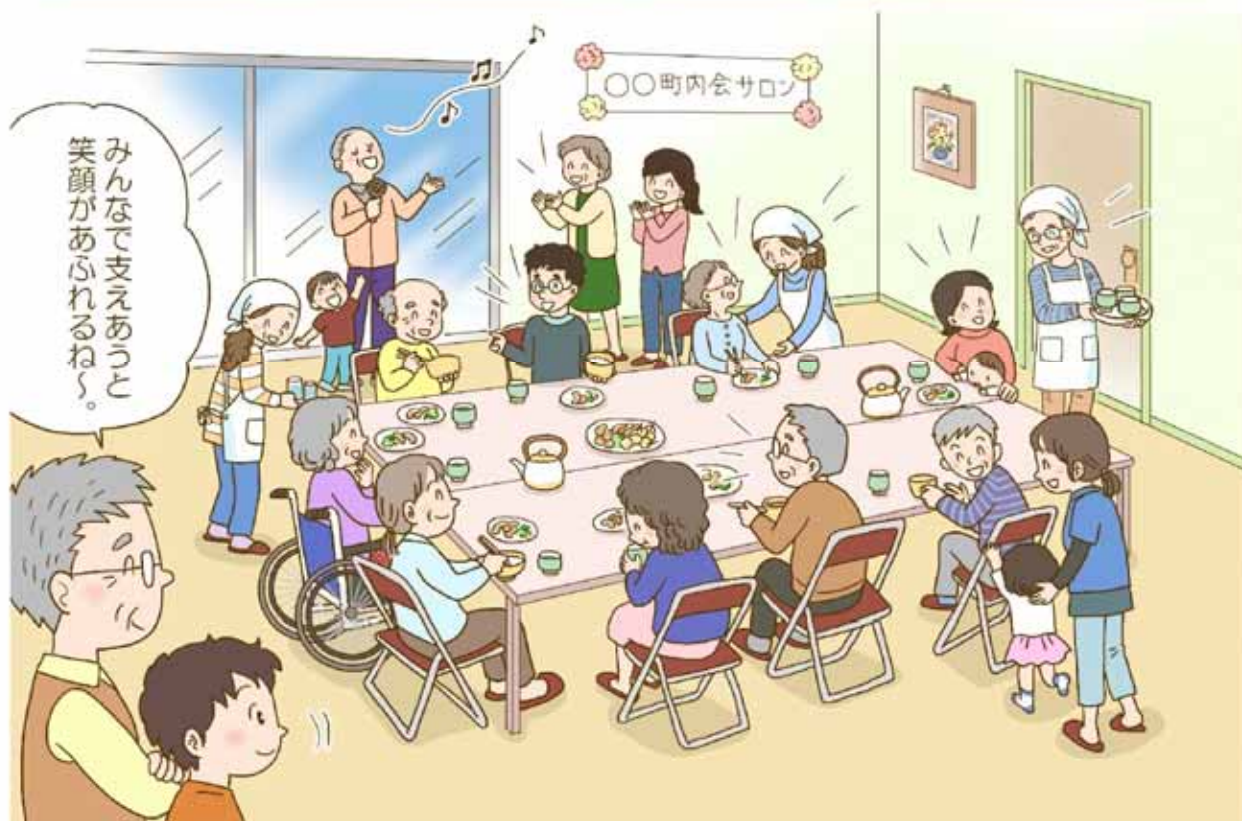
《重点的な取組（抜粋）》

- ・地域福祉について話し合う「地区懇談会」
- ・コミュニティ推進協議会における専門部会の設置
- ・高齢者を見守るための仕組みづくりと地域の関係団体との協力



様々な主体の協力・連携による 助けあい・支えあいの地域福祉

市民の生活全般にわたる福祉向上を図るために、住民、町内会、老人クラブ、子ども会、民生委員・児童委員、PTA、ボランティア・市民活動団体、NPO、企業、市や社会福祉協議会など、さまざまな主体が協力・連携して取り組む福祉のまちづくりを目指します。



小学校区別の取組アイデア <地区懇談会の結果から>

平成27年6月から平成28年3月にかけて、市内8つの小学校区のコミュニティ推進協議会・福祉関係者と地域福祉について話し合う「地区懇談会」を開催し、地域福祉活動の課題や地域主体の取組アイデアを話し合い、まとめました。



今後も『地区懇談会』を開催し 地域福祉課題の解決に取り組みます

平成27年度に実施した「地区懇談会」は、我がまちの地域福祉に関する意識啓発や現状・課題の共有とともに、コミュニティの関係者と市・社会福祉協議会の連携強化を図るきっかけとなる機会であったと言えます。

今後も、地区懇談会を継続的に開催し、コミュニティ推進協議会と津島市及び社会福祉協議会が協力しながら、地区懇談会の結果をふまえて様々な地域課題解決に向けた具体的な実践活動を1つずつ着実に推進することを目指します。



計画の推進体制と進行管理

計画の推進にあたっては、市民、有識者、市や社会福祉協議会等によって構成された本計画の策定委員会「津島市地域福祉計画・津島市地域福祉活動計画策定委員会」を評価を行う新たな組織に移行するとともに、国の福祉制度改革の動向や関連計画等を踏まえつつ、基本施策ごとに設定した目標値に基づいて引き続き計画の点検・評価を行っていきます。

さらに、将来にわたり持続的かつ安定的に地域福祉を進めるための推進母体として、地域住民や既存の地域組織と密接に連携を図りながら、コミュニティ推進協議会における福祉部会や地区社会福祉協議会の設立を支援します。

福祉の相談窓口（平成 28 年 3 月末現在）

■高齢者に関すること

名称等	住 所	電 話
津島市北地域包括支援センター 月曜～土曜日の午前 9 時～午後 5 時（祝日、年末年始を除く）	古川町 2-56 （グループホームふるかわ隣）	22-4771
津島市中地域包括支援センター 月曜～金曜日の午前 9 時～午後 5 時（祝日、年末年始を除く）	南新開町 1-98 （老人保健施設六寿苑隣）	23-3463
津島市南地域包括支援センター 月曜～土曜日の午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分（祝日、年末年始を除く） ※お近くのセンターへご相談ください（校区によって相談窓口が異なります）。	唐臼町半池 72-6 （特別養護老人ホーム恵寿荘内）	32-3066

■子育てに関すること

名称等	住 所	電 話
西地区子育て支援センター 月曜～金曜日の午前 9 時～午後 4 時（祝日、年末年始を除く）	上之町 1-60 （総合保健福祉センター1 階）	24-0005
東地区子育て支援センター 火曜～日曜日の午前 9 時～午後 4 時（祝日、年末年始を除く）	義原町椋木 5 （生涯学習センター1 階）	24-1201

■障がい者に関すること

名称等	住 所	電 話
つしまし社協障がい者相談支援事業所 月曜～金曜日の午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（祝日、年末年始を除く）	上之町 1-60 （総合保健福祉センター1 階）	23-4556 22-4722

■仕事や生活の困りごとに関すること

名称等	住 所	電 話
生活支援相談窓口 月曜～金曜日の午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（祝日、年末年始を除く）	立込町 2-21 （津島市役所 1 階）	24-1111

【市役所での相談窓口】 代表電話:24-1111 月曜～金曜日の午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分(祝日、年末年始を除く)

高齢者に関すること…高齢介護課 / 子育てに関すること…子育て支援課(平成28年4月1日より課名が「児童課」から変わります)
障がい者に関すること・仕事や生活の困りごとに関すること…福祉課

【津島市社会福祉協議会での相談窓口】 代表電話:25-8411 月曜～金曜日の午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分(祝日、年末年始を除く)

地域福祉に関すること…地域福祉グループ / 福祉用具の貸出に関すること…法人グループ

【平成 28 年度～平成 32 年度】地域福祉えがおのまち計画 概要版
(第 2 期 津島市地域福祉計画 / 第 3 期 津島市地域福祉活動計画)

■津島市健康福祉部福祉課

〒496-8686 愛知県津島市立込町 2-21
電話 (0567) 24-1111 F A X (0567) 24-1138

■津島市社会福祉協議会

〒496-0863 愛知県津島市上之町 1-60
電話・F A X (0567) 25-8411

(平成 28 年 3 月発行)